

保険料の国庫補助で需要の安心を『

- 一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助による手厚い政策支援があります。
- 国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、
- ①39歳までに加入
- ②農業所得(配偶者、後継者の場合は支払を受けた給料等)が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告など、下表「保険料の国庫補助対象者と補助額」の必要な要件を満た せば受けられます。

「保険料の国庫補助対象者と補助額」

区分	必要な要件	国の補助する額(円)	
		35 歳未満	35 歳以上
区分1	認定農業者で青色申告者	10, 000	6, 000
区分2	認定就農者で青色申告者	10,000	6, 000
区分3	区分1または区分2の者と家族経営協定を締結して経営 に参画している配偶者や後継者	10,000	6, 000
区分4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たし、 3年以内に両方満たすことを約束した者	6, 000	4, 000
区分5	35 歳まで (25 歳未満の場合は 10 年以内) に区分1 になることを約束した後継者	6,000	_

- ※国の補助する額は月額保険料2万円(固定)に対する金額です。
- ※区分3、区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。
- ※区分3、区分5の加入者は、年間農作業従事日数が150日以上である必要があります。



農業者年金 説明会• 個別相談会 を開催

昨年 12 月4日に農業者年金の受給予定者を対象とした 農業者年金相談会が開催され9人が参加しました。

説明会は毎年、農業委員会と農業者年金協議会が共催し ており、今年は北海道農業会議の野澤信義農業者年金相談 指導員を講師に迎え、農業者年金制度の概要、旧年金・新 年金それぞれの経営継承の方法や受給方法について説明 を受けました。

説明会終了後は個別相談会が開かれ、参加者は年金支給 額や農地を処分する方法、処分する時期についての説明を 受けていました。

提出

農業委員会 糠内支所 支所 · 駒畠出張所

日 なります。 出か 活別に 現況届は まで)に農業委員会へ提出してください 受給者に送られます。 な 者の皆様へ ついて毎年6 は 現況届の 提出されるまで年金が差し止 の用紙は毎年5月末に農業者年金基金 6月は 月に確認するものです。 必ず期限内 方が年金を受給する資格が 現 況届 (6月1日から を忘 めら ਰ ਫ